

普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書

福島市長 様 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称						特別徴収義務者 指 定 号			
		所在地	〒					連絡者	係・氏名		
		法人番号							TEL		

給 与 所 得 者	フリガナ						貴事業所で使用したい受給者番号			
	氏 名							納税通知書番号 (本人宛通知書参照)		
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日						摘 要(連絡欄)		
	現 住 所									
1月1日現在の住所	福島市									

注意事項

- 普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収へ切り替えることができませんので、納期限までに届くように提出してください。また、過年度相当の普通徴収税額については、特別徴収に切り替えることはできません。
(参考)福島市個人市民税県民税納期限
第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日
(納期限が土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関等の翌営業日が納期限となります)
- 福島市からの特別徴収税額の通知書発送は下表の日程で送付いたします。なお、日程の詳細は月によって若干異なりますので、お問い合わせください。

届出時期	通知書発送予定日	給与天引き開始月
各月下旬まで	届出月の翌月中旬	原則届出月の2ヶ月後

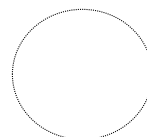
(上記のほかに6月初旬にも通知書発送します。)
- 二重納付を防ぐため、本人宛普通徴収の納付書を添付してください。納期限後の納付書は個人で納付してください。(本人宛に届いていない場合は、添付不要です。)
- 4月1日現在、65歳以上の方は公的年金等所得に係る税額を給与からの特別徴収に切り替えることはできません。

※福島市記入欄※

配 分	異 動 事 由	指 定 番 号	受 給 者 番 号	口 座	普 区 分
	31.徴収方法の変更			有 無	有 無

普通徴収の納期限が過ぎていない

第 1 2 3 4 期以降を



月 分 (___月___日納期限分)

より特別徴収を開始します。

※ 特別徴収開始月は左記の注意事項のとおり、原則として届出の月の **2ヶ月後** になります。

■提出先・お問い合わせ先■

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
 福島市役所市民税課市民税第一係
 電話 024-535-1111(内線2426・2427・2428)